

入札における注意すべき事例集

1 工事費内訳書の提出について

【事例】

工事費内訳書の提出が必要な案件において、入札書提出時に工事費内訳書の添付をしていなかった。

【結果】

当該入札は無効となります。

【解説】

工事費内訳書の提出が必要な案件においては、入札書を提出する際、工事費内訳書を同時に添付して提出する必要があります。

なお、平成27年4月1日以降に入札公告が行われる案件については、すべての入札案件で工事費内訳書の提出が必要となります。

また、提出が行われても、工事費内訳書の内容が不適切であった場合は、入札が無効となる場合がありますので注意してください。

(参考) 工事費内訳書の内容が不適切な例

- ・ 入札書記載の金額と工事費内訳書記載の合計金額が一致しない場合
- ・ 単価×数量の値が間違っている場合
- ・ 各項目の金額の和が間違っている場合
- ・ 記載されている数量が設計図書で示す数量と異なる場合
(具体的数量が設計図書で示されているにも関わらず、「一式」で数量を示す場合を含む)
- ・ 端数処理の程度を超えた根拠の不明確な値引きが記載されている場合
- ・ 記載すべき項目が漏れている場合

費目・工種・施工名称	数	量	単	位
舗装 (既設橋梁)				
舗装工				
舗装準備工				
調整コンクリート 18-8-25N 最小厚t=50mm				
	6.8		m ³	

このように数量を示すものは、「一式」計上を行わないこと

漏れなく記載すること (規格も)

2 電子入札に使用するＩＣカードについて

【事例】

代表者を変更したので、入札参加資格に係る変更届は提出していたが、電子入札で使用するＩＣカードの名義人を変更する手続きを怠ったまま入札書を提出したため、入札参加資格者名簿上の代表者とＩＣカードの名義人が相違していた。

【結果】

当該入札は無効となります。

【解説】

代表者変更されているにもかかわらず、変更前の代表者の名義のＩＣカードを使用した場合には、ＩＣカードの名義人が入札参加資格者名簿上の代表者と異なる場合は入札が無効となります。

なお、やむを得ずＩＣカードの名義人を変更する手続きが入札書提出期間内に完了しない場合は、紙入札承諾の申請を発注機関に対して行うことができます。

3 共同企業体としての実績の加点評価について

【事例】

過去に共同企業体の代表者以外の構成員（出資比率は２０％以上）として施工した実績をもって入札に参加したが、総合評価の加点対象にもなると判断し、様式第９号に当該工事を記載した。

【結果】

総合評価に係る加点は得られません。

【解説】

総合評価の加点対象となる過去の工事实績（経験）は、元請（共同企業体としての実績（経験）の場合は、当該共同企業体の代表者としての実績（経験）に限る。）に限定しています。

なお、入札公告に記載されている参加条件においては、過去に共同企業体の代表者以外の構成員（出資比率は２０％以上）として施工した実績を認めています。

（公共工事における総合評価落札方式の手引き 「１１ 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象」参照）

4 共同企業体としての工事成績の加点評価について

【事例】

A社が受注した県発注工事（「B工事」とする。）の成績評定点が８２点であった。A社が共同企業体の代表者以外の構成員として、総合評価落札方式を適用する工事（「C工事」とする。）に参加したが、工事成績評定点の平均点を計算する際、このB工事も計上した。

【結果】

この場合、B工事は加点の対象となりません。

【解説】

今回の工事（C工事）に参加する形態が共同企業体である場合、今回の共同企業体の代表者として参加する者の工事成績を加点対象とします。

(公共工事における総合評価落札方式の手引き 「11 実績評価項目に関する共同企業体(JV)の評価対象」参照)

5 地域防災力維持型における契約件数の加点評価と様式第4号の2の取扱いについて

【事例】

総合評価(地域防災力維持型)の自己評価申請(様式第4号の2)において、他の発注機関における契約件数を計上して、本来よりも低い点数で申請してきた。

【結果】

様式第4号の2に記載された点数で評価します。

【解説】

総合評価(地域防災力維持型)における評価項目のうち、「契約件数」については、発注機関ごとの地域防災力維持型の入札において契約または落札決定した件数について評価することとされています。入札参加者が誤って低い点数で申請した場合は、申請したその低い点数のまま評価されることとなりますので、間違いのないよう注意してください。

<総合評価落札方式(地域防災力維持型)試行実施要領 別記2 ※6>

6 舗装工事(総合評価)の場合の地域貢献度(除雪契約)の加点評価について

【事例】

舗装工事(総合評価)の自己評価申請(様式第4号の2)において、リースのグレーダによる除雪契約実績があったため、地域貢献度(除雪契約の有無)を「自社保有グレーダによる契約あり」として1.0点の記載をした。

【結果】

除雪契約書の写しを確認し、要件を満たしていれば1.0点を加点します。

【解説】

除雪契約は「委託除雪」と「貸与除雪」に区分され、グレーダによる除雪が「委託除雪」区分であれば1.0点を加点し、県から貸与された機械で除雪を行う「貸与除雪」区分のみの場合は1.0点の加点には該当しないものとなります。